

多様な実施主体による地域限定保育士試験の実施

(国家戦略特別区域法 第12条の5第8項)

規制改革の内容

特例措置前

- ・「国家戦略特区限定保育士試験(地域限定保育士試験)」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施。
- ・指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。

特例措置

- ・国家戦略特区において、地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。

効果

- ・保育士試験の受験機会の充実により、待機児童解消の取組の一層の加速が見込まれる。

規制改革の概要

指定試験機関(試験事務を行わせる者)

通常



一般社団法人
又は一般財団法人



株式会社等

特例措置



一般社団法人
又は一般財団法人



株式会社等

株式会社等の多様な法人を
指定試験機関として活用可能に